

目次(クリックで該当ページにジャンプします。)

訪問介護	2
同居家族がいる場合の生活援助の算定は可能か。.....	2
院内介助の算定が可能な条件は。.....	2
訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション	3
通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの併用は可能か。.....	3
医療保険と介護保険のリハビリテーションの併用は可能か(医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する場合)。.....	3
福祉用具貸与、特定福祉用具購入	4
ショートステイ中の福祉用具貸与は可能か。.....	4
対象となる用具かどうか知りたい。.....	4
同一品目の購入は可能か。.....	4
住宅改修	4
月額報酬対象サービス(地域密着型サービス、総合事業サービス)	4
日割り請求はどのように計算すればよいか。.....	4
事業対象者が要介護1～5の認定を受けた。認定日まで利用していた総合事業サービスの報酬を請求できるか。.....	4
居宅介護支援	5
暫定ケアプランを作成する場合の流れや、居宅介護支援計画書等の日付欄の記載方法を教えてほしい。..	5
その他	5
請求が返戻・保留となった理由を教えて欲しい。.....	5

訪問介護

質問テーマ	回答	関連資料
<p>同居家族がいる場合の生活援助の算定は可能か。</p>	<p>本人への生活援助については、同居家族が障害・疾病等で家事が困難等やむを得ない事情があるときは、算定可能となる場合があります。また、この場合の共用部分の生活援助についても、生活実態に応じて明確に区分できない場合等は、算定の可否を個別に判断することとなります。</p> <p>アセスメントの上これらの要件に該当する場合は、事前に市にご相談ください。本人や同居家族の状況等を総合的にみて適当なものであるかの確認を市が行い、算定の可否を通知いたします。</p> <p>詳細は「9 居宅サービス計画の相談について」をご覧ください。</p> <div data-bbox="274 412 1034 640" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅サービス計画理由書 ② 基本情報 ③ アセスメント ④ 居宅介護サービス計画書(1～3表) ⑤ サービス担当者会議の要点(同居する親族等がいる利用者が生活援助を利用すること等に関しての内容が記載されているもの) </div> <p>利用にあたってはケアプランに短期的に位置づけ、状況が改善した際はケアプランの見直しを行ってください。</p> <p>なお、同居家族への生活援助は算定不可です。有償ボランティア等が行うインフォーマルサービス等の利用もご検討ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● H15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A(Q15) ● H19.12.20 介護保険最新情報 vol.26 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて ● H20.8.25 介護保険最新情報 vol.41 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて ● H21.12.25 介護保険最新情報 vol.125 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて ● 9 居宅サービス計画の相談について(ふじみ野市ホームページ)
<p>院内介助の算定が可能な条件は。</p>	<p>院内介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきですが、例外としてふじみ野市では以下の 3 点すべてに該当する場合は算定可能としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関に院内介助の体制が無い。 ② 家族等の援助が無い。 ③ 利用者が介助を必要とする心身の状態である。(院内の移動に介助が必要、認知症その他の理由により見守りが必要、排泄介助が必要な場合等) <p>アセスメントの上、これらの要件に該当する場合は、事前に市にご相談ください。</p> <p>上記①～③に該当し、総合的にみて適当なものであるかの確認を市が行い、算定の可否を通知いたします。</p> <p>詳細は「9 居宅サービス計画の相談について」をご覧ください。</p> <div data-bbox="274 1164 1034 1393" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅サービス計画理由書 ② 基本情報 ③ アセスメント ④ 居宅介護サービス計画書(1～3表) ⑤ サービス担当者会議の要点(同居する親族等がいる利用者が生活援助を利用すること等に関しての内容が記載されているもの) </div> <p>利用にあたってはサービス担当者会議で協議するなど、その必要性について十分に検討し、その内容を記録等に残しておく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● H15.5.8 老振発第 0508001 号、老老発 0508001 号「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について ● H22.4.28 事務連絡 訪問介護における院内介助の取扱いについて ● 9 居宅サービス計画の相談について(ふじみ野市ホームページ)

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

質問テーマ	回答	関連資料
<p>通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの併用は可能か。</p>	<p>同様のサービスが担保される場合は通院(通所)リハビリテーションを優先することとされているため、訪問リハビリテーションとの併用は原則認められません。ただし、通所によるもののみでは家屋内におけるADLの自立が困難な場合等、訪問リハビリテーションの必要性が認められる場合は併用可能となる場合があります。</p> <p>アセスメントの上、訪問リハビリテーションとの併用の必要性がある場合は、事前に市にご相談ください。本人の状況等を総合的にみて適当なものであるかの確認を市が行い、算定の可否を通知いたします。詳細は「9 居宅サービス計画の相談について」をご覧ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【提出書類】</p> <p>① 居宅サービス計画理由書</p> <p>② 基本情報</p> <p>③ アセスメント</p> <p>④ 居宅介護サービス計画書(1～3表)</p> <p>⑤ サービス担当者会議の要点(同居する親族等がいる利用者が生活援助を利用すること等に関しての内容が記載されているもの)</p> </div> <p>利用にあたってはサービス担当者会議で協議するなど、その必要性について十分に検討し、その内容を記録等に残しておく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● H12.3.1 老企第 36 号 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について ● 9 居宅サービス計画の相談について(ふじみ野市ホームページ)
<p>医療保険と介護保険のリハビリテーションの併用は可能か(医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する場合)。</p>	<p>要介護認定を受けている高齢者のリハビリテーションについては、急性期・回復期は医療保険で、維持期は介護保険で行うこととされています。回復期までの期間については、両保険制度の移行を円滑に行う観点から、制限付きで併用が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療保険と介護保険のリハビリテーション実施機関が同一の場合…介護保険におけるリハビリテーション利用開始月中まで ● 医療保険と介護保険のリハビリテーション実施機関が異なる場合…介護保険におけるリハビリテーション利用開始月の翌々月中まで(※) <p>(※算定上限や利用制限があります。詳細は右記関連資料をご覧ください。)</p> <p>要介護認定を受けている場合、維持期においては、医療保険におけるリハビリテーションは利用できません。ただし、手術・急性増悪等により、医療保険におけるリハビリテーションを行う患者に該当することとなった場合は、この限りではありません。</p> <p>なお、別々の疾患については、介護保険における利用の制限はありませんが、医療保険と介護保険のリハビリテーションの連携を取った上で、今後の目標設定等が適切なものとなるようご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● H18.4.28 老老発第 0428001 号、保医発第 0428001 号 医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について ● H18.12.25 老老発第 1225003 号、保医発第 1225001 号 医療保険及び介護保険におけるリハビリテーションの見直し及び連携の強化について ● H31.3.8 老老発 0308 第 2 号、老振発 0308 第 1 号、保医発 0308 第 1 号 要介護被保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の疾患別リハビリテーションに係る経過措置の終了に当たっての必要な対応について ● R2.3.27 保医発 0327 第 3 号 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

福祉用具貸与、特定福祉用具購入

質問テーマ	回答	関連資料
ショートステイ中の福祉用具貸与は可能か。	ショートステイを利用中でも福祉用具貸与費の算定は認められているため、当該月に在宅日がある場合は可能です。在宅日数に応じて、適切な算定を行ってください。 ただし、ショートステイ先での利用を目的とする貸与は原則不可ですので、ご注意ください。 ※短期入所サービスにおける介護報酬には、介護に要する備品等の費用も含まれているため、入所先で利用する用具は事業所が用意するものとされています。そのため、入所先で利用することを目的とした貸与は認められません。ただし、利用者の心身の状況により、入所先の用具では支障が生じる場合には、例外的に利用が可能な場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ● H12.3.1 老企第 36 号 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について ● H15.6.30 介護保険最新情報 vol.153 介護報酬に係る Q&A(vol.2)[9] ● H17.10.27 介護制度改革 INFORMATION vol. 37 平成 17 年 10 月改定関係 Q&A【追補版】(問 30)
対象となる用具かどうか知りたい。	用具の詳細がわかる資料(商品カタログの写し等)を添付の上、 市への質問票 にてお問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市への質問票(ふじみ野市ホームページ)
同一品目の購入は可能か。	既に購入した用具が破損した場合、既に購入した用具と用途が著しく異なる場合、本人の介護の必要の程度が著しく高くなった場合、その他特別の事情がある場合で、市が必要と認めるときは、可能となる場合があります。 事前に市の確認をご希望の場合は、領収書を除いた申請書類一式に加えて、特定福祉用具販売計画を添付してご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険法施行規則第 70 条 第 2 項

住宅改修

住宅改修全般については、[ふじみ野市介護保険住宅改修の手引き](#)をご覧ください。

月額報酬対象サービス(地域密着型サービス、総合事業サービス)

質問テーマ	回答	関連資料
日割り請求はどのように計算すればよいか。	月額包括報酬の日割り請求にかかる適用 をご覧ください。	<ul style="list-style-type: none"> ● R3.3.31 事務連絡 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)(資料 9)
事業対象者が要介護1～5の認定を受けた。認定日まで利用していた総合事業サービスの報酬を請求できるか。	可能となる場合があります。(詳細は右記関連資料をご覧ください) ただし、市にて対象者の把握が必要となるため、事前に必ず市まで電話等でご連絡ください。	<ul style="list-style-type: none"> ● H27.3.31 介護保険最新情報 vol.450 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についての Q&A について(問 4)

居宅介護支援

質問テーマ	回答	関連資料
<p>暫定ケアプランを作成する場合の流れや、居宅介護支援計画書等の日付欄の記載方法を教えてほしい。</p>	<p>暫定ケアプランの作成にあたっては、本ケアプランと同様、サービス開始前に一連のケアマネジメントプロセスを実施しておくことが適切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「同意日」「計画作成(変更)年月日」「作成年月日」…利用者から同意を得た日を記載します。ケアプラン原案は利用者の同意を得て確定となるため、「同意日」と「計画作成(変更)年月日」は同じ日付となります。また、「作成年月日」は、利用者から同意を得た日をわかり易くするために各帳票の共通位置に記載欄を設けたものですので、「同意日」と「作成年月日」も同じ日付となります。 ● 「サービス担当者会議開催日」…会議を開催した日を記載します。やむを得ない理由により会議を開催できず、照会等により対応した場合は、「サービス担当者会議開催日」欄は空欄で差支えありません。照会等の内容及び会議を開催しなかった理由を第4表等に記録しておいてください。やむを得ない理由なく会議を開催しない場合や、理由があっても記録に残していない場合は、減算事由に該当します。 <p>以上のことから、各日付欄の関係は、<u>担当者会議開催日 ≤ 同意日 = 計画作成(変更)年月日 = 作成年月日 < サービス開始日</u>となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● H11.7.29 老企第 22 号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について 13⑥～⑩ ● H16.2.19 全国高齢者保健福祉・介護保険担当課長会議資料(4の(2)、介護サービス計画書(ケアプラン)様式の一部改正についての Q&A 問 1) ● H22.7.30 老介発 0730 第1号「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について(別添の1の(2)) ● H12.3.1 老企第 36 号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第3の6の(1) ● R2.2.28 事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)(問9)

その他

質問テーマ	回答	関連資料
<p>請求が返戻・保留となった理由を教えてください。</p>	<p>まずは埼玉県国民健康保険団体連合会にお問合せください。市へ詳細を確認する必要がある場合は、「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」をご用意の上、市へ電話等でお問合せください。65歳未満で、被保険者番号が H から始まる生活保護単独の利用者については、福祉事務所へお問合せください。なお、よくある返戻理由として、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 更新・区分変更申請中である(認定後に請求してください) ● 要介護度が異なっている(被保険者証をご確認ください) ● 負担割合が異なっている(負担割合証をご確認ください) ● 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を市に提出していない又は提出したばかりである(提出月の翌月から請求が可能です) 	<p>なし</p>

上記に記載がない質問については、[市への質問票](#)にてお問合せください。